

令和6年度 社会福祉法人西尾市社会福祉協議会事業計画

人口減少・少子高齢化・経済格差に伴う貧困問題や地域社会の絆の脆弱化など、これまで以上に地域を取り巻く課題は、複雑化かつ深刻化している。こうした中、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現に向け、地域福祉の推進機関である本会の役割は重要なものとなっている。そのため、本会だけでなく、引き続き、関係機関・団体等との連携を強化していく必要がある。

近年、厳しい経営状況が続き、舵取りが難しい介護保険事業等においては、積極的に広報活動を展開し、市民から信頼される良質なサービスを提供するとともに、事業の経営改善に取り組んでいく。

近年、地域における障害者の相談は年々増加しており、内容も複雑化している。相談支援体制を一層強化し、相談支援事業者への人材育成、連携強化を行い、地域生活への移行支援などを行うため、昨年度より基幹型相談支援事業所を市より受託した。今後、地域の障害福祉サービスの更なる充実に努める。

また、市と一体で策定した「西尾市第4次地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画」を活動の指針とし、令和6年度より展開していく。計画の基本理念・基本目標である「地域のつながりが生み出す 誰も取り残さないまち 西尾」の実現に向け、事業の進行管理に努める。このような状況を踏まえ、地域住民や市、関係機関・団体との連携・協働のもと、明るく住みよい福祉のまちづくりを構築するための地域に根差した諸事業を展開する。

事業内容

1 活動振興事業

- (1) 地域福祉の推進を図るため、財源となる会費の協力を募る
- (2) 市民の主体的な福祉活動への参加、関心を高めるため、支部社協活動の推進を図る
- (3) 社会福祉大会を開催し、福祉功労者を顕彰するとともに、福祉関係団体等の活動を支援し、活動の振興を図る
- (4) 民生委員児童委員の自主的活動の充実発展を図るため、緊密な連携を取り援助協力を行う
- (5) 広報「社協だより」を発行し、市民の社会福祉に対する認識と、地域福祉増進のため広報活動の強化を図る
- (6) ホームページ等を活用し、社協事業の情報提供を積極的に行う
- (7) 市民福祉基金・ボランティア基金の啓発と強化を図り、基金及びその利息による福祉事業を推進する

2 高齢者福祉事業

- (1) 介護保険事業にかかる諸介護事業の運営
 - ア ホームヘルパー派遣事業
 - イ 老人デイサービスセンター事業
 - ウ 居宅介護支援事業
- (2) 高齢者のための運動やレクリエーションを行ういきいきサービス事業
- (3) 高齢者生きがい活動として、ゆうあいスポーツ大会、グラウンド・ゴルフ大会及び趣味の作品展を実施するとともに、老人クラブ活動に対する助成を行う
- (4) ひとり暮らし高齢者等を対象にふれあい懇談会
- (5) 西尾市老人クラブ連合会への支援

3 障がい児・者福祉事業

- (1) 障がい者ふれあいレクリエーション事業、重度障がい者交流事業（クリスマス会）
- (2) 障がい者社会見学（バス旅行）
- (3) 障がい児者のための音楽教室
- (4) いきいき・ふくふく講座「書こう会」
- (5) 障がい児・者の交流事業への助成
- (6) 福祉団体レクリエーションスポーツ大会
- (7) 生活支援員派遣事業
- (8) 西尾市身体障害者福祉協会・障害者福祉団体連合会への支援

4 児童、母子・父子福祉事業

- (1) ひとり親家庭親子クリスマス会
- (2) ひとり親家庭親子一日郊外学習（バス旅行）
- (3) 準要保護児童・生徒に校外活動費の助成
- (4) 児童の健全育成を図るため、赤い羽根子供広場の遊具補修
- (5) 福祉まるごとまるっと体験塾
- (6) みんないっぺんきてみて講座「親子でなかよくとことこ教室」
- (7) 西尾市母子寡婦福祉会への支援

5 地域福祉活動推進事業

- (1) 地域住民のふれあいの場であるいきいきサロンへの支援
- (2) にしお福祉まつり
- (3) 地域共生社会の実現に向けたシステムづくりの推進
- (4) フードバンクにしおへの支援
- (5) 子ども食堂への援助
- (6) 春夏秋冬えとせとら（地域ボランティア醸成）

6 ボランティア活動振興事業

市民がボランティア活動に興味をもてるよう、地域住民のニーズを積極的に開拓し、ボランティア活動を推進するため、社協ボランティアセンターを拠点に次の事業を展開する。

- (1) ボランティア活動の育成普及を図るため、社協ボランティアセンターを運営し、ボランティア団体の登録や支援等を行う
- (2) 各種ボランティア講座
- (3) ボランティア活動保険の加入推進
- (4) ボランティア連絡協議会への援助
- (5) 福祉実践教室、青少年等ボランティア福祉体験学習事業の推進
- (6) ボランティアのつどい
- (7) ボランティアリーダー研修会

7 地域包括支援センター事業

地域包括支援センター東部・八ツ面：八ツ面・三和・室場小学校区

地域包括支援センター一色：一色中学校区・佐久島地区

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、できるだけ要介護状態にならないような予防対策から介護サービスや医療サービスまで、さまざまなサービスを高齢者の状態の変化に応じ、切れ目なく提供するよう次の事業を行う。

- (1) 包括的支援事業
 - ア 総合相談支援業務
 - イ 権利擁護事業
 - ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
 - エ 在宅医療・介護連携推進事業
 - オ 生活支援体制整備事業
 - カ 認知症総合支援事業
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業
 - ア 介護予防ケアマネジメント事業
 - イ 一般介護予防事業
- (3) 指定介護予防支援事業
- (4) 強化事業

8 相談支援事業

身体・知的・精神障がい者、障がい児、難病等対象者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、次の事業を行う。

- (1) 支援を必要とする障がい児者やその家族等への福祉サービスや就労等生活に関する情報提供及びサービスの利用調整、ケアプランの作成など総合的な相談支援業務
- (2) 地域の障がい者福祉関係施設とネットワークを構築し、自立支援協議会等の運営を行う
- (3) 障がい者福祉等に関する情報提供及び啓発活動を行う

9 日常生活自立支援事業

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者で判断能力が不十分な方や、日常生活に不安のある方のために、その地域で自立した生活を送れるように、次の支援を行う。

- (1) 福祉サービス等の利用手続きの援助
- (2) 日常的な金銭管理
- (3) 日常生活に必要な事務手続きの援助
- (4) 通帳や印鑑等の大切な書類の保管

10 総合福祉センター管理事業

高齢者や障がい者さらには、ボランティアや各福祉団体活動の推進施設として次のセンターの運営管理を行い、ニーズに応じた様々なサービス及び事業を展開する。また、総合福祉センターの施設維持や貸室管理等を行う。

- (1) 社会福祉センター
 - ア 各種相談（福祉相談等）
 - イ ボランティアの育成及び指導（ボランティアの育成指導、登録斡旋、連絡調整等）
 - ウ 福祉団体の育成及び指導
 - エ 社会参加の促進（福祉団体やボランティア等の社会参加活動の促進）
 - オ 福祉情報の提供など

- (2) 老人デイサービスセンター
 - ア 生活指導（レクリエーションを含む）
 - イ 日常動作訓練や養護
 - ウ 家族介護者教育
 - エ 健康チェック
 - オ 入浴サービス
 - カ 給食サービス、送迎など
- (3) 身体障害者福祉センター
 - ア 日常生活訓練
 - イ 介護方法の指導
 - ウ 社会適応訓練（料理、スポーツ吹矢、点字等）
 - エ 創作的活動（パッチワーク、切絵、フラワーアレンジ等の技術援助）
 - オ 身体障がい者に対する各種相談
 - カ 関係福祉団体等への指導・育成など
- (4) 老人福祉センター
 - ア 生活・健康相談
 - イ 機能回復訓練
 - ウ 教養講座や入浴事業、レクリエーション等の事業
 - エ 老人クラブに対する援助など
- (5) 母子福祉センター
 - ア 母子寡婦教養講座
 - イ こどもひろばの開放
- (6) 高齢者生きがい活動センター
 - ア 貸室事業

11 一色老人福祉センター管理事業

- (1) 施設の維持管理
- (2) 入浴事業
- (3) 貸室管理

12 吉良保健センター管理事業

- (1) 施設の維持管理
- (2) 貸室管理

13 幡豆いきいきセンター管理事業

- (1) 施設の維持管理
- (2) 貸室管理

14 生活援護事業

- (1) 被災世帯に見舞金の支給を行う
- (2) 生活福祉資金、歳末たすけあい募金配分により自立更生援助と支援を行う
- (3) 生活困窮者等へのフードバンク利用援助と支援を行う

15 貸出事業

- (1) 車いすを利用する障がい者及び高齢者等の外出を容易にし、社会活動の参加促進を図るため、福祉車両の貸出サービスを行う
- (2) 一時的に車いすを必要とする方に、車いすの無料貸出を行う
- (3) ボランティア活動及び福祉活動の利便を図るため、物品の無料貸出を行う

16 相談事業

- (1) 結婚相談所を開設し、適切な助言と相手方の紹介等を行う

17 ホームヘルパー派遣事業（介護保険事業を除く）

- (1) 在宅福祉推進のため、身体障がい児者及び知的・精神障がい者の支援事業としてホームヘルパーを派遣する
- (2) 母子家庭等にホームヘルパーを派遣する
- (3) 地域生活支援事業
- (4) 養育支援家庭訪問事業

18 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業

定期的な訪問による安否確認、生活相談、緊急時の対応等を行い、入居者が安心して生活できるように支援する。

19 成年後見センター事業

判断能力が不十分な高齢者や障がい者及びその関係者からの相談に応じ、権利擁護のために次の支援を行う。

- (1) 成年後見制度の利用に関する相談及び手続き支援
- (2) 成年後見制度の広報、啓発
- (3) 関係機関との連絡調整等
- (4) 法人後見の受任

20 共同募金委員会及び善意銀行への協力

- (1) 共同募金及び歳末たすけあい募金運動の協力
- (2) 西尾善意銀行事業(預託金及び貸付事業等)の協力